(1)整備の目的

災害時対応施設は、

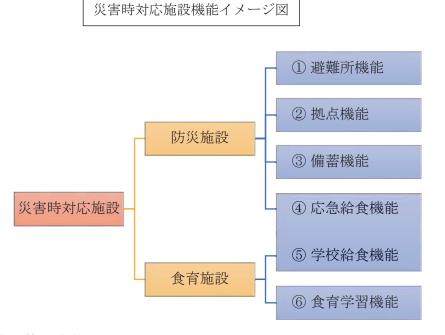
- ① 災害時において避難生活者(帰宅困難者の一時滞在を含む。)の受入れを行う<u>避難所</u> 機能
- ② 支援物資の受入、集積、仕分け、搬送や応援部隊の受入などの拠点機能
- ③ 避難所開設に必要な毛布等の備品や応急給食実施に必要な米や乾燥具材等の備蓄機能
- ④ 市内全域の避難生活者を対象に炊き出し等を実施する応急給食機能

を備えた総合的な防災施設として整備を行います。

また、平常時において施設の効率的な活用を図るため、

- ⑤ 災害時に稼動する応急給食設備を利用して市内小中学校に給食を提供する<u>学校給食</u>機能
- ⑥ 実際に給食を作っている現場を見学でき、食育・防災・環境等について学べる<u>食育学</u> **習機能**

も備える複合型施設として整備を行います。



(2) 整備の基本方針

1) 耐震性の高い施設整備と設備等の採用 災害時に防災施設としての各機能を十分に発揮できるようにするため、耐震性の高 い施設整備を行い、設備等についても、災害時に稼動し得る設備、備品等を採用しま

す。 2) 効率的に活用できる施設整備

> 災害時における稼働を基本としますが、効率的に施設を活用する必要があるため、平 常時にも十分活用できる施設整備を行います。

3) 環境に配慮した施設整備と設備等の採用

できるだけ、周辺環境にやさしい施設整備を行うとともに、省エネ・循環型の設備、 備品等を採用します。

4) 災害時と平常時のバランスの取れた施設整備 災害時と平常時のバランスの取れた施設規模、施設機能とするため、災害時に求められる機能と平常時に必要とされる機能のバランスを検討します。

(3) 想定規模等

- 1) 災害時の想定規模
- ① 想定する災害

避難生活者が最も多くなる災害を想定し、「<u>立川断層帯地震、マグニチュード 7.4、</u> 市内最大震度 7、冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒」とします。

② 応急給食(炊き出し)の想定対象者数

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成 24 年 4 月東京都)によれば、①の条件下における福生市内の最大避難者数は、23,213 人(A)、避難生活者数は、15,088 人≒15,000 人(B) と想定しているため、この想定避難生活者を災害時対応施設の応急給食の想定対象者とします。

避難生活者 15,000 人 (B) ≒ 15,088 人 = 避難者 23,213 人 (A) × 0.65 (C) (※) ※ 0.65 (C) = 「阪神淡路大震災」における避難者が避難所で生活した率

③ 応急給食(炊き出し)の実施内容と米等の備蓄量

● 実施内容

市内避難生活者<u>約 15,000 人を対象に、災害発生後 4 日目以降最低 3 日間</u>、応 急給食を実施することを基本とします。<u>炊飯器の機能は、2 時間 30 分で米 500</u> **kg(1 人あたりおにぎり 2 個で 5,000 食分)を炊けるもの**とします。

また、初動時の応急給食は、**おにぎり2個(米 100 グラム)**と**汁物**の提供を **一人一日一回**とし、インフラの復旧状況や米等の調達物資の状況により可能 な限り応急給食を実施することとします。また、実際の被災状況による避難生 活者数の違いなどにより、提供内容や提供回数を変更するなど柔軟な対応を 取ることを前提とします。

● 米等の備蓄量

応急給食に必要な**米の備蓄量は 4,500kg** (※) とします。また、汁物については、 **長期保存が可能な乾燥具材を 45,000 食分**備蓄します。なお、備蓄米は、平常 時の学校給食で活用しながら備蓄する方式とします。

※市内全体における災害用備蓄品の数量等は別添資料「災害用備蓄 品一覧」を参照

※ **4,500 kg** = 1 食 100g (おにぎり2個分) ×15,000 食 (避難生活者数) ×3日分

④ 災害時対応施設の想定受入避難生活者数

災害時対応施設での想定受入避難生活者は、福東地域の住民を想定し、<u>災害時対</u> 応施設想定受入避難生活者数は 310 人(A) ≒303 人とします。

※市内全域の指定避難所については別添資料「指定避難所一覧」を参照

災害時対応施設想定受入避難生活者数(A)

310 \curlywedge (A) = 303 \curlywedge = 1,212 \curlywedge (B) × 0.65 = 788 \curlywedge (C)

 \Rightarrow 788 \curlywedge (C) × 0.6 \rightleftharpoons 473 \curlywedge (D)

 \Rightarrow 473 \curlywedge (D) − 170 \curlywedge (E) = 303 \curlywedge \doteqdot 310 \curlywedge (A)

- 「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成 24 年 4 月東京都)による立川断層帯地震における福生市内の最大避難者数は、23,213 人と想定していることから、平成 25 年 4 月 1 日現在の福東地域の人口 3,108 人に基づき按分し、福東地域の避難者数を 1,212 人(B) と想定しました。
- この避難者数 1,212 人 (B) に、「阪神淡路大震災」における避難者が、避難 所で生活した率 0.65 を乗じると福東地域の避難生活者は 788 人(C) となり、 さらに、福生市地域防災計画おける約 4 割減災する目標(※)を達成した後の 減災後避難生活者数は 473 人 (D) となります。
- また、福東地区にあるその他の避難施設として 170 人の避難生活者の受入れが可能な福東会館があるため、減災後避難生活者数 473 人(D)から福東会館での受入れが可能な避難生活者数 170 人(E)を控除した人数を災害時対応施設における受入可能避難生活者数 303 人≒310 人(A)として想定します。
- ※ 約4割減災する目標=福生市地域防災計画(平成25年度修正)では、様々な防災施策により避難者数を 約4割減少させるとする「減災目標」を設定しているため、災害時対応施設 の想定避難生活者数は、「減災目標」の達成を前提とします。
 - 2) 平常時の想定規模
 - ① 給食機能の想定規模

防災施設における応急給食機能を、災害時に有効に機能させるため、平常時にも施設を稼働させて市内小中学校に給食を提供します。平常時の給食機能規模は、災害時対応施設稼動開始時の平成29年4月1日における児童生徒数等を基に整備し、想定食数(A)は4,000食(最大で4,500食可能)とします。

想定食数(A)

4.000 食 (A) ≒3913 人=2,349 人 (B1) +1,128 人 (B2) +321 人 (C) +115 人 (D)

想定食数の考え方

現在、当市における学校給食は、小学校(7校)を対象に実施しており、中学校(3校)においては「弁当併用ランチルーム方式」を実施していますが、議会、市民等より「中学校における給食の実施」を求める要望があり、教育委員会は、本基本計画策定にあたり、「中学校における給食実施の有無」を検討事項とするとしました。

検討にあたっては、「福生市学校給食センター運営審議会」を市民等からの意見を聞く場として位置づけるとともに、各小学校 PTA の委員会に赴き意見を聴取しながら検討を重ね、平成 26年2月18日の教育委員会において「中学校給食を実施する」との結論に至りました。

そのため、災害時対応施設における<u>平常時の給食機能の想定規模は、中学校を含</u>む市内の全小中学校 10 校での給食の実施を前提とします。

※検討経過等については別添資料「中学校昼食対策について-中学校給 食の検討結果-」「福生市立中学校給食の基本方針」を参照

- 小中学校の児童生徒数については、東京都教育庁の「平成 25 年度教育人口等推計」の推計値を使用します。また、この推計では、年々児童生徒数が減少傾向にあることから、災害時対応施設の稼働開始を予定する平成 29 年 4 月 1 日の推計値、小学校児童数 2,349 人 (B1)、中学校生徒数 1,128 人 (B2) を想定します。
- 給食を喫食する教職員等の人数は、毎年非常勤講師等の人員が定まらないため、<u>平成25年5月1日現在の小中学校の合計職員数321人(C)</u>を想定します。
- 学校給食施設の職員等の人数は、<u>最も人員を要するクックチル方式を採用し</u>た場合の職員数 115 人(D) を想定します。

② 学校給食の提供方法

災害時対応施設の応急給食機能を活用しての市内小中学校への給食の実施にあたっては、「福生市学校給食の基本理念と基本方針」(平成 26 年 2月18 日 福生市教育委員会定例会決定)を遵守します。

福生市学校給食の基本理念と基本方針

平成 26 年 2 月 18 日 福生市教育委員会定例会決定

1. 学校給食法の目的と目標

<学校給食の目的>

学校給食法は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、 児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの であることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な 事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的と し(法第1条)、学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を 実現するために、7つの目標を掲げている(法第2条)。

<学校給食の目標>

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解 を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。

2. 基本理念と基本方針

<基本理念>

福生市は、「学校給食の七つの目標」の達成のために、「実際に給食を食する児童・生徒を中心においた給食を実施し、健全な心と体の成長を目指すと共に、生涯にわたり通用する食生活習慣を育み、自立できる児童・生徒を育成する給食」を基本理念とし、4つの基本方針に基づき学校給食を実施します。

<基本方針>

(1) 安全で安心な学校給食の提供

安全な食材を使用し、衛生管理を徹底した環境で調理した学校給食を提供することにより、安全で安心な学校給食を確保します。

(2) おいしく、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく子どもたちに届ける学校 給食の提供

子どもたちは、「嫌いなものは食べない」偏食の傾向があることから、適切な栄養の 摂取による健康の保持増進を図るため、手作りの献立や調理工程の工夫をし、見た目 にもこだわった「おいしく、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく」子どもたちに 届ける学校給食を提供します。また、調理技術の向上に努め、おいしい給食を提供しま す。

(3) 魅力的な学校給食の提供

学校給食は、生きた教材となるように心がけ、児童・生徒がいろいろな食材・料理を 経験できるよう、季節の食材、地場農産物を取り入れ、また、郷土料理などの献立を取 り入れ、魅力ある献立作りを進めます。

(4) 学校給食の提供を通して生涯にわたり通用する食生活習慣を育む食育の推進

学校生活を豊かにし、社交性や協同の精神を養い、また、日常生活における食事について正しい理解と健全な食生活が営める知識、生涯にわたり通用する望ましい食生活習慣を養うことの出来る食育、そして、自立できる児童・生徒を育成する食育を推進します。